

資料1

令和4年11月16日
保健福祉政策部
保健福祉政策課

世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定について（諮問）

1 主旨

令和6年度からの次期「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」の策定にあたっての考え方について、諮問する。

2 計画の位置づけ等

（1）計画の位置づけ

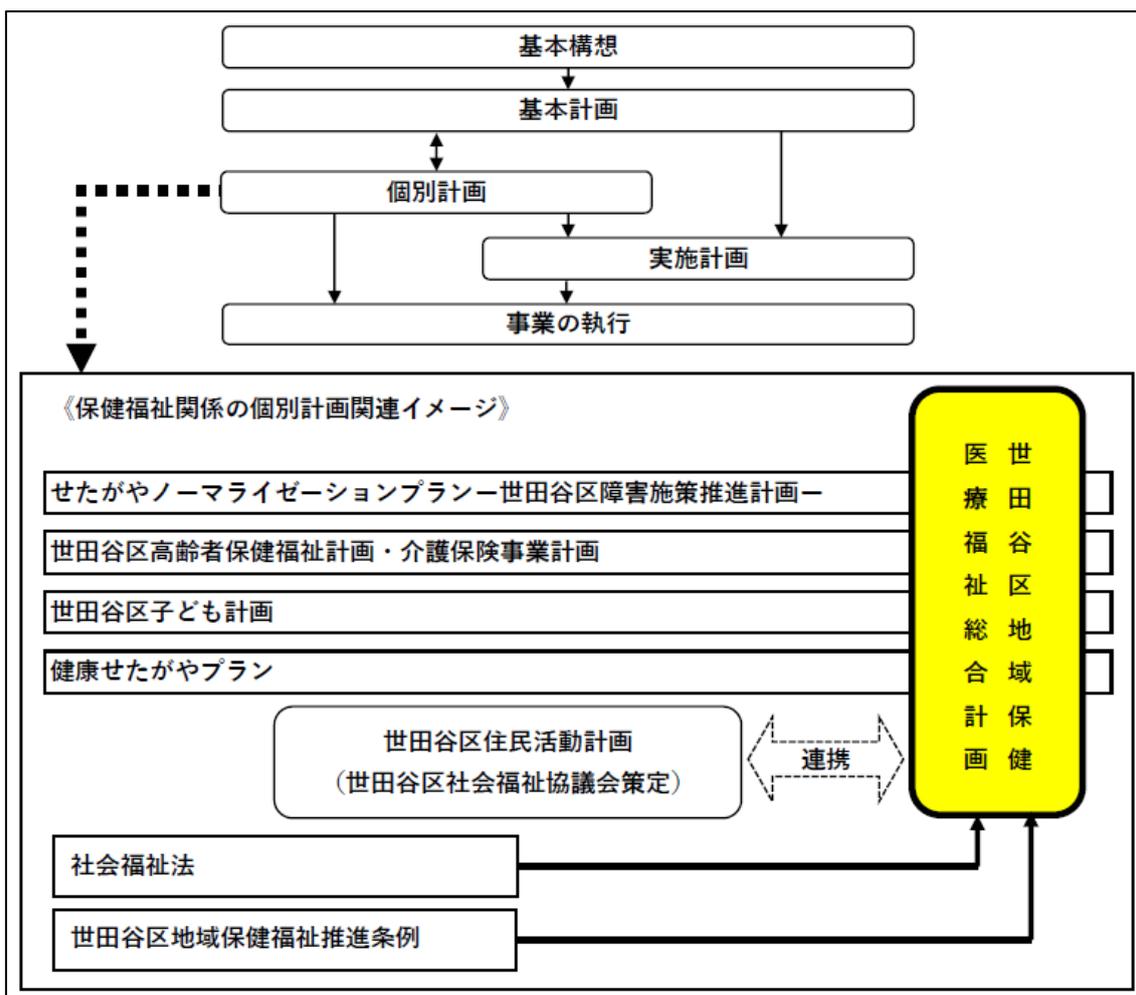
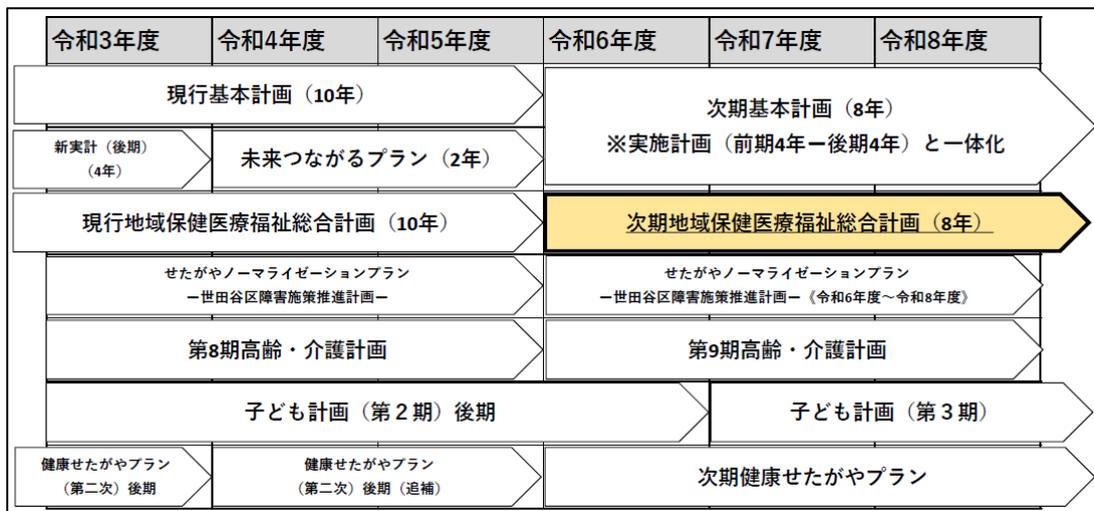
- ・社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」とする。
- ・世田谷区地域保健福祉推進条例第16条の「推進計画」とする。
- ・世田谷区地域保健福祉推進条例第17条の「行動指針」とする。
- ・高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、誰もが地域で暮らしていく際に必要となる保健、医療、福祉の各分野の基本的な考え方を明らかにする計画とする。
- ・東京都の保健医療計画、地域福祉支援計画を踏まえた計画とする。
- ・各関連個別計画及び世田谷区社会福祉協議会策定の「世田谷区住民活動計画」と連携を図る。
- ・再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含する。

（2）計画期間

令和6年度から令和13年度までの8年間

（本計画の上位計画である基本計画と期間を整合させる。）

(3) 諸計画との関連イメージ



3 計画策定の背景

(1) 国の動向

国では、平成28年、「ニッポン一億総活躍プラン」において、人口減少と少子高齢化が同時進行する将来を見据え、制度・分野毎の「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながり、地域をともに創る「地域共生社会」という方向性を打ち出した。この「地域共生社会」を中心に、社会福祉法等の改正をはじめ、様々な法律が施行されている。

| | | |
|-------|---------------------------------------|---|
| 平成27年 | 厚生労働省「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書 | 全世代・全対象型地域包括支援体制（新しい地域包括支援体制）を提示 |
| | 「生活困窮者自立支援法」施行 | 生活保護受給者以外の生活困窮者に対する新たな仕組み（第2のセーフティネット）の構築 |
| 平成28年 | 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」成立 | 区市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定の努力義務化 |
| | 「再犯の防止等の推進に関する法律」成立 | 区市町村再犯防止推進計画の策定の努力義務化 |
| | 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 | 「地域共生社会」の実現が明記 |
| 平成30年 | 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行 | 福祉分野の上位計画に地域福祉計画が位置付けられ、区市町村地域福祉計画策定が努力義務化・地域福祉計画に盛り込むべき事項として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が追加 |
| 令和元年 | 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行 | 貧困の状況にある子どもが健やかに育成される法律の目的・基本理念、教育の機会均等が図られるべき趣旨の明確化 |
| 令和2年 | 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布 | 重層的支援体制整備事業が創設、実施計画の策定について記載 |
| 令和3年 | 「孤独・孤立対策の重点計画」閣議決定 | 分野横断的な対応が可能となる孤独・孤立対策の推進体制を整備 |
| 令和4年 | 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 | ・地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備 ・全市町村で基本計画を早期に策定（概ね令和6年度まで） |

(2) 現行計画期間内の区の主な取組（3つの柱に関連して）

① 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムを推進するために、平成28年から身近な地区での「福祉の相談窓口」を実施した。各地区に「福祉の相談窓口」を設置することで、高齢者だけでなく、障害者や子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、支援を必要とするあらゆる人が、身近な地区で相談することができる体制を整えた。

また、医療連携推進協議会における医療介護連携に関する協議や、地区連携医事業によるあんしんすこやかセンターへの支援と地区の医療職・介護職のネットワークづくりなど、保健・医療・福祉の連携強化に取り組んできた。

② 区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会地区事務局の三者連携により、地区の課題や社会資源の把握・共有を行い、区民や地域活動団体、事業者、NPO など多様な主体が参加する協議体の方等で、地域課題の解決に向けた具体的な検討を重ね、地区に必要な地域資源の創出に取り組むとともに、参加と協働の地域づくりを推進した。

③ 地域福祉を支える基盤整備

全区的な保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」の本格稼働や、地域密着型サービスや障害者グループホームの整備・誘導等、地域福祉を支える基盤整備を着実に進めてきた。

(3) 残された課題

① 複雑化・複合化した課題を抱える方への支援

複数の分野にまたがる課題や、いわゆる制度の狭間の課題など、複雑化・複合化した課題を抱える方への支援の充実が課題であり、分野を超えたチームにより支援する仕組みの構築が必要である。

② 予防的福祉の推進

支援が必要な状態にもかかわらず支援につながっていない方がいる。これまでの申請主義による待ちの姿勢でいるのではなく、抱えている問題が深刻化・困難化する前に発見し、早期の支援につなげる予防的福祉を推進していく必要がある。

③ 保健・医療・福祉の連携強化

地域での看取りなど、在宅医療のニーズ、必要性が高まっている。引き続き、医療連携推進協議会で医療と介護の連携に関する課題について協議・共有しながら、保健・医療・福祉のさらなる連携強化に取り組んでいく必要がある。

④ 人材の確保

地域福祉を支える基盤整備においては、高齢化によるサービス需要の増大と生産年齢人口の減少による担い手不足は依然として深刻であり、福祉人材の確保は喫緊の課題である。

4 次期計画における視点（案）

- (1) 誰一人取り残されることなく、すべての人が自分らしく生きることができ
る環境をつくる
- (2) 予防的福祉を推進する。
- (3) 参加と協働により地域福祉を推進する。
- (4) 先端技術を柔軟に取り入れ、区民の福祉の向上につなげていく。
- (5) 適切な評価・見直しを行う。

5 計画の策定体制等

- (1) 世田谷区地域保健福祉推進条例に基づき、地域保健福祉審議会に計画策
定にあたっての考え方や施策の方向性等について諮問する。
- (2) 庁内課長級で構成する総合計画策定委員会を設置する。
- (3) 庁内部長級、審議会学識経験者及び住民活動計画策定委員等で構成する
研究会を設置する。答申原案作成等にあたっての助言をしていただき、
意見交換を行う。
- (4) 議会のご意見をはじめ、パブリックコメントやシンポジウム等を通し
て、区民、事業者および関係団体等のご意見をいただき、審議会答申を
踏まえて計画策定を行う。

6 スケジュール案

| | |
|---------|-----------------------|
| 令和4年12月 | 研究会 |
| | 研究会 |
| 令和5年2月 | 第84回地域保健福祉審議会（進捗報告） |
| | 研究会 |
| 3月 | 研究会 |
| 4月 | 第85回地域保健福祉審議会（中間まとめ） |
| 5月 | 区議会福祉保健常任委員会報告（中間まとめ） |
| 6月 | 研究会 |
| 7月 | 第86回地域保健福祉審議会（計画素案） |
| 9月 | 区議会福祉保健常任委員会報告（計画素案） |
| | パブリックコメント、シンポジウム |
| | 研究会 |
| 10月 | 第87回地域保健福祉審議会（答申） |
| 11月 | 区議会福祉保健常任委員会報告（答申） |
| 令和6年2月 | 区議会福祉保健常任委員会報告（計画案） |
| | 第88回地域保健福祉審議会（計画案報告） |

7 検討項目の例示（イメージ）

- 計画策定にあたって
 - 計画の趣旨、計画の位置づけ、期間等
- 現状と課題
- 今後の方向性
- 複雑・複合化した課題にも対応できる体制を整備する
 - ・属性を問わない相談支援
 - ・参加支援
 - ・地域づくりに向けた支援
 - ・多機関協働による支援
 - ・アウトリーチ等を通じた継続的支援
 - ・各分野・施策との連携
- 既存の地域包括ケアシステムを強化する
 - ・医療
 - ・福祉サービス
 - ・予防、健康づくり
 - ・住まい
 - ・生活支援
- 誰もが安心して暮らしていくための基盤をつくる
 - ・権利擁護の推進
 - ・寄附文化の醸成、基金の活用
 - ・保健医療福祉の全区的な拠点運営
 - ・福祉人材の発掘・育成
 - ・保健福祉サービスの質の向上
 - ・非常時の体制の充実（災害対応、感染症対策）
 - ・課題抽出の仕組み
- 再犯防止推進計画